

第3回 熊本市盛土対策検討委員会 議事資料

【議事(2) 盛土規制法に基づく届出・許可申請等の手続きについて】

都市建設局 都市政策部 都市安全課

令和6年5月27日

議事(2) 盛土規制法に基づく届出・許可申請等の手続きについて

1. 届出・許可の対象

- (1) 届出・許可を要する工事
- (2) 届出・許可を要しない工事

2. 届出・許可申請等の手続きの流れ

3. 届出・許可申請前の手続き

- (1) 事前審査
- (2) 土地所有者等への同意徴収
- (3) 周辺住民への事前周知

4. 届出・許可申請の手続き

- (1) 許可基準への適合
 - ① 工事の技術的基準
 - ② 設計者の資格
 - ③ 工事主の資力・信用
 - ④ 工事施行者の能力
 - ⑤ 土地所有者等の同意

5. 届出受理・許可の手続き

- (1) 許可の審査、許可証の交付
- (2) 届出受理・許可事項の公表

6. 工事着手後の手続き

- (1) 現場での標識掲出
- (2) 定期報告
- (3) 中間検査

7. 工事完了後の手続き

- (1) 完了検査

議事(2) 盛土規制法に基づく届出・許可申請等の手続きについて

1. 届出・許可の対象

(1)届出・許可を要する工事

規制区域内にて行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、一定規模を超えるもの(下表及び次項を参照。)は、届出・許可が必要となる。

区域	行為	届出 数回以上繰り返せば許可対象と同じ規模となるため、許可行為の端緒として把握すべき規模	許可 人命等の保護のために災害の発生を防止する措置を講ずるべき規模	中間検査 事後的には現場確認が困難な工程で災害防止上重要なもの(排水施設の設置)を含み、かつ滑動崩落等により周囲に甚大な被害のおそれがある大規模なもの	定期報告 事後的には改善措置が困難となるおそれがあり、かつ滑動崩落等により周囲に甚大な被害のおそれがある大規模なもので、工事等が長期的となるもの	完了検査 完成形の状態で技術基準への適合を現場確認すべき規模
宅地造成等工事規制区域	宅地造成・特定盛土等 (土地の形質の変更)	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ2m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	同 左	許可対象すべて
	土石の堆積 (一時的な土)	—	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	— (事後的確認が可能なため対象外)	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて
特定盛土等規制区域	特定盛土等 (土地の形質の変更)	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ2m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積500㎡超(①～④を除く)	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖 (①、②を除く) ④盛土で高さ5m超 (①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
	土石の堆積 (一時的な土)	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	— (事後的確認が可能なため対象外)	許可対象すべて	許可対象すべて

1. 届出・許可の対象

(1)届出・許可を要する工事

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域

青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

議事(2) 盛土規制法に基づく届出・許可申請等の手続きについて

1. 届出・許可の対象

(2)届出・許可を要しない工事

以下に示すものは、届出・許可が不要となる。

区分	具体的な内容
公共施設用地 (法第2条第1項第1号、政令第2条、省令第1条各項) 【適用除外工事】	道路、公園、河川 / 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設 / 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、国又は地方公共団体が管理する学校・運動場・緑地・広場・墓地・廃棄物処理施設・水道・下水道・営農飲雑用水施設・水産飲雑用水施設・農業集落排水施設・漁業集落排水施設・林地荒廃防止施設・急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生するおそれがないと認められる工事 (法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条各号) 【許可不要工事】	・鉱山保安法に基づく鉱物の採取(鉱業上使用する特定施設の設置の工事等) ・鉱業法に基づく鉱物の採取(認可を受けた施業案の実施に係る工事) ・採石法に基づく岩石の採取(認可を受けた採取計画に係る工事) ・砂利採取法に基づく砂利の採取(認可を受けた採取計画に係る工事) ・土地改良法に基づく土地改良事業(農業用水排水施設の新設等)等 ・火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ・森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土(政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。)であって、盛土又は切土をする厚さが30cmを超えないものを行う工事 ・土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ・土石の堆積をする厚さが30cmを超えないもの ・工事の施工に付随して行われる土石の堆積(※1)であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場(※2)又はその付近(※3)に堆積するもの(※4)
許可の特例となる工事 (法第15条各項、法第34条各項) 【許可みなし工事】	・国または都道府県、指定都市若しくは中核市と許可権者の協議が成立した工事 ・都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる工事
その他法の対象外となる行為 【土地の形質の維持】	・農地及び採草牧草地において行われる通常の営農行為(※5)(通常の生活活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であってその前後の土地の地盤面の標高差が30cmを超えないもの、暗きょ排水の新設及び補修等)

※1:「工事の施工に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があつた上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいう。

※2:「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指す。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地(本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。)については、工事の現場として取り扱う。

※3:「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当する。

※4: 工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行う必要がある。

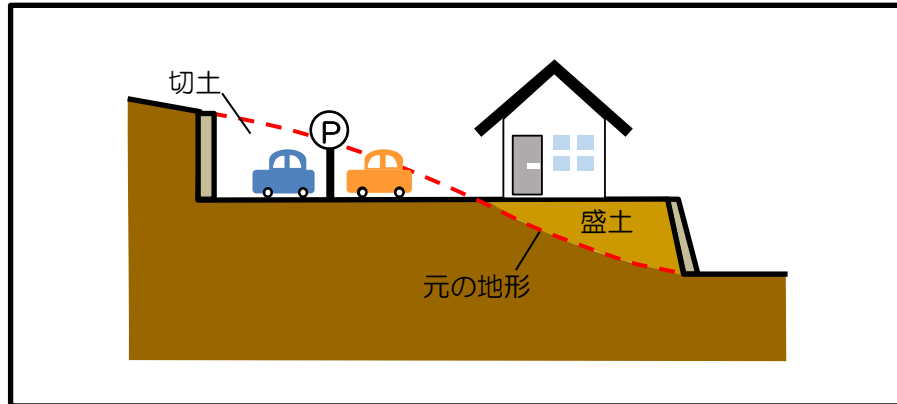
※5: 通常の営農行為(土地の形質の維持)の範疇に含まれるか否かについては、農地担当部局が農業委員会の意見を聞く等により判断する。

議事(2) 盛土規制法に基づく届出・許可申請等の手続きについて

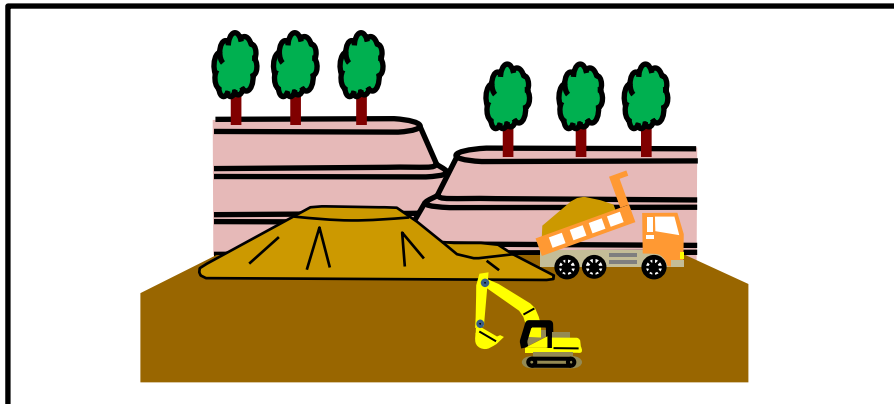
1. 届出・許可の対象（市街地の例）

市街地において届出・許可が必要なもの及び不要なもの例を、以下に示す。

＜届出・許可が必要なもの(例)＞

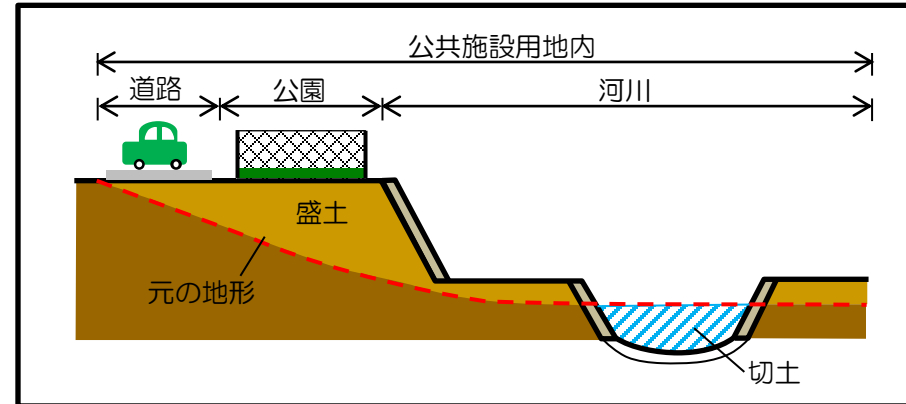


盛土等を伴う造成(※1)

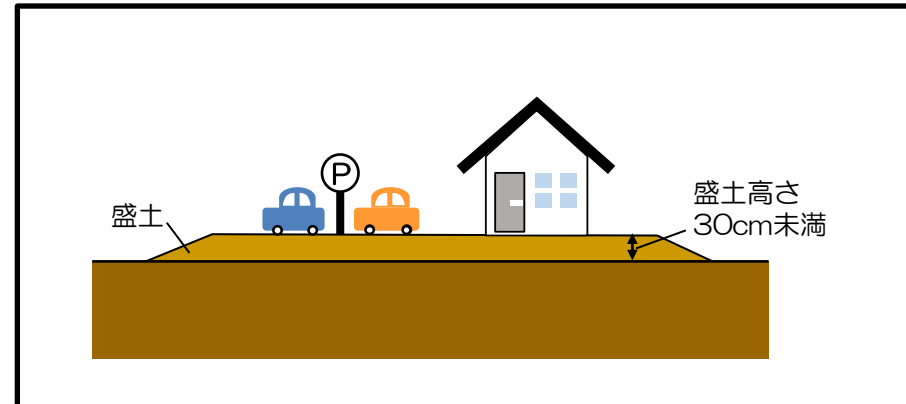


土砂処分場(※2)

＜届出・許可が不要なもの(例)＞



道路・公園・河川その他公共施設用地での工事



盛土等の高さが30cm未満の造成

※1: 建築物等の築造を伴う造成は、開発許可を受けたものを除く。なお、開発許可を受けたものは「許可みなし工事」に該当し、盛土規制法に基づく中間検査・定期報告は必要となる。

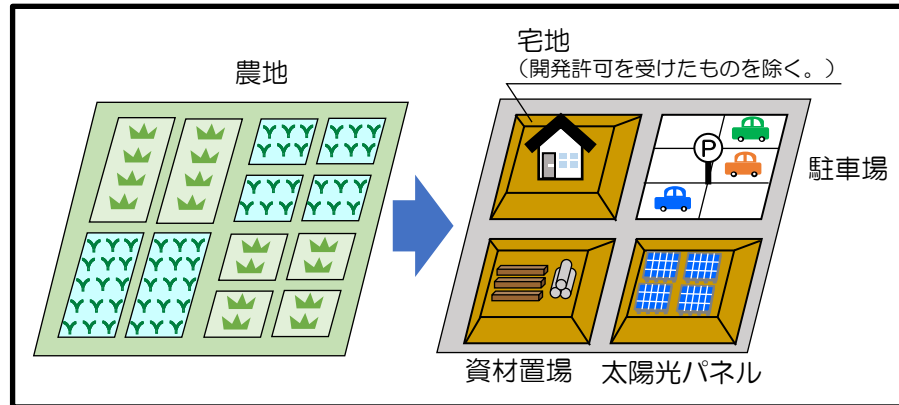
※2: 最終的な盛土等の形状による内容で許可を取得するため、許可を受けた内容の範囲内の盛土等であれば別途許可を受ける必要はない。

議事(2) 盛土規制法に基づく届出・許可申請等の手続きについて

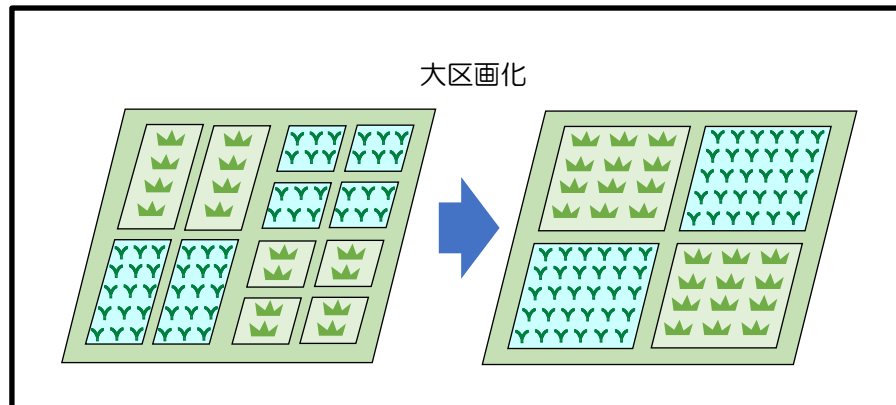
1. 届出・許可の対象（農地の例）

農地において届出・許可が必要なものと必要なものの例を、以下に示す。

＜届出・許可が必要なもの（例）＞

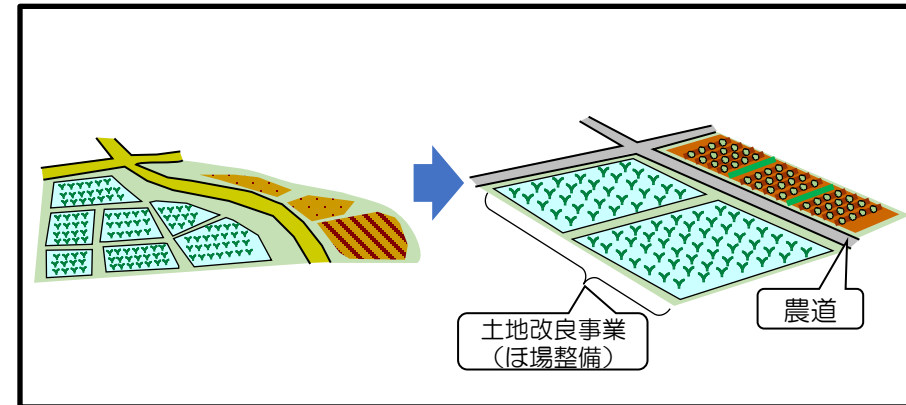


盛土等を伴う農地転用(※1)

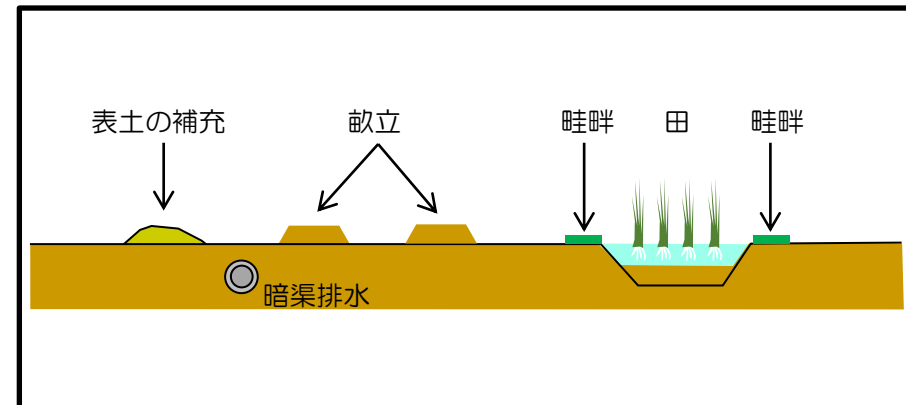


農地の大区画化(※2)

＜届出・許可が不要なもの（例）＞



土地改良事業や農道(※3)の整備



通常の営農行為（土地の形質の維持）(※4)

※1: 農地転用許可、農地転届及び許可不要転届を要するものを含む。

※2: 土地改良事業等により行うものを除く。

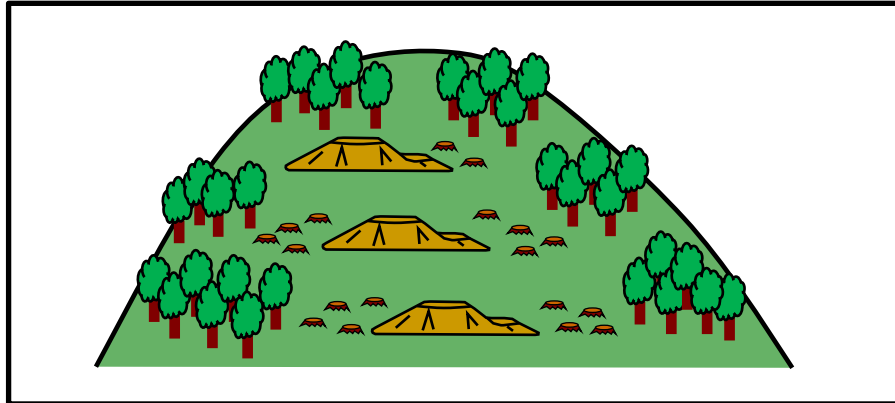
※3: 公共施設である「道路」に含まれる。

※4: 通常の生産活動並びにぼ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、畦畔の新設・補修・除去及び表土の補充(その前後の土地の地盤面の標高差が一定規模を超えないもの)、暗渠排水の新設・改修等であって、農地担当部局が農業委員会の意見を聞く等により通常の営農行為(土地の形質の維持)の範疇に含まれると判断するもの。

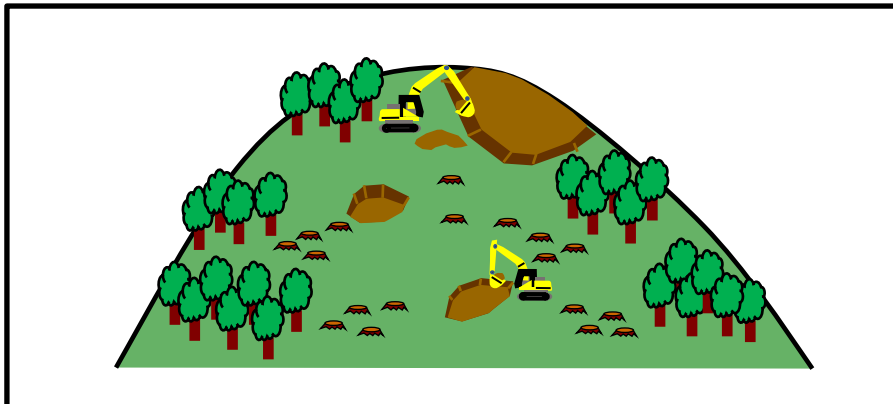
1. 届出・許可の対象（森林の例）

森林において届出・許可が必要なもの及び不要なものの例を、以下に示す。

<届出・許可が必要なもの(例)>

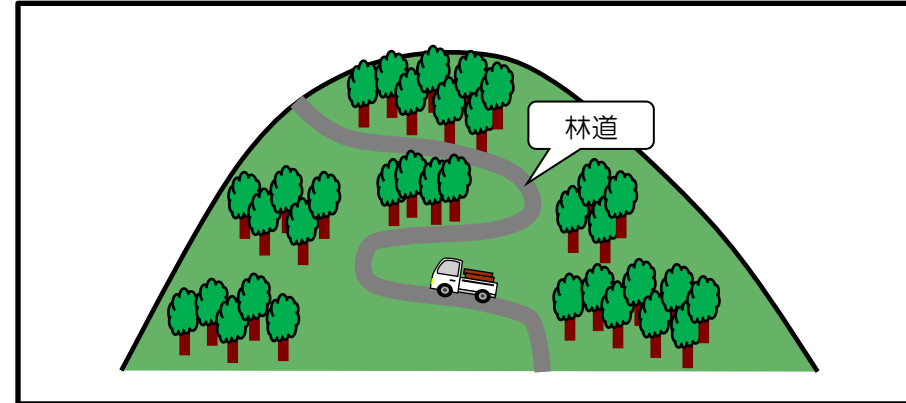


森林伐採後の盛土(※1)

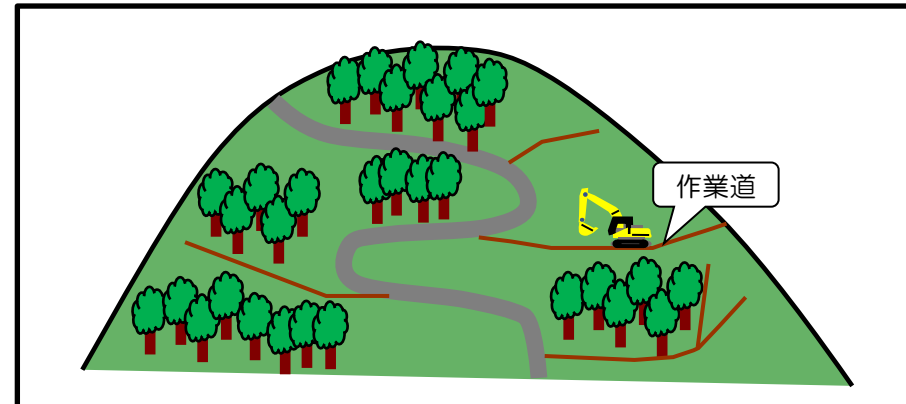


森林伐採後の切土(※1)

<届出・許可が不要なもの(例)>



林道の整備(※2)



森林作業道等の整備(※3)

※1: 森林法に基づく許可及び届出を要するものを含む。

※2: 公共施設である「道路」に含まれる。

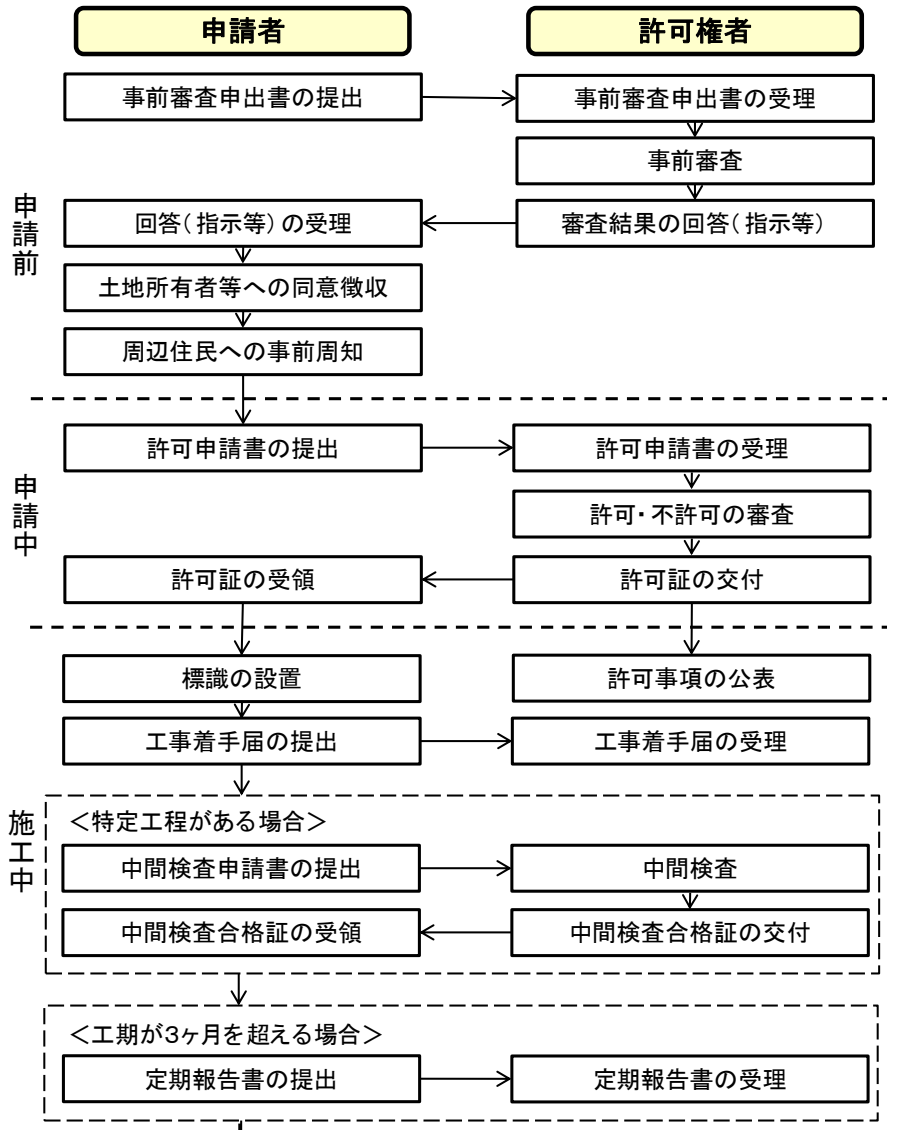
※3: 森林作業道や土場等の盛土等であり、「森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事」に含まれ、「許可不要工事」に該当。ただし、森林所有者等に遵守義務を課している市町村森林整備計画において、作業路網の整備に関する事項が記載され、森林作業道作設指針や主伐時における伐採・搬出指針に即して森林作業道や土場等が作設されることを前提としている。

議事(2) 盛土規制法に基づく届出・許可申請等の手続きについて

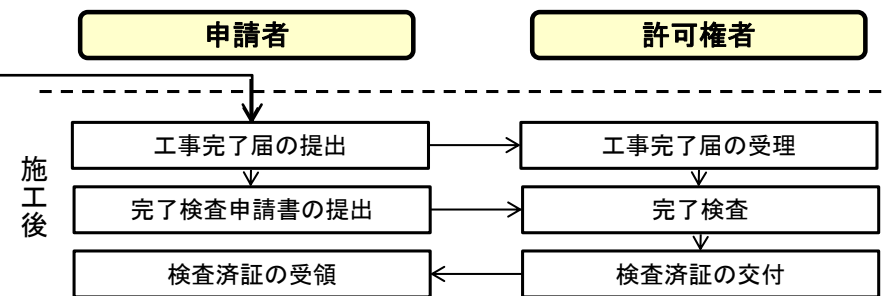
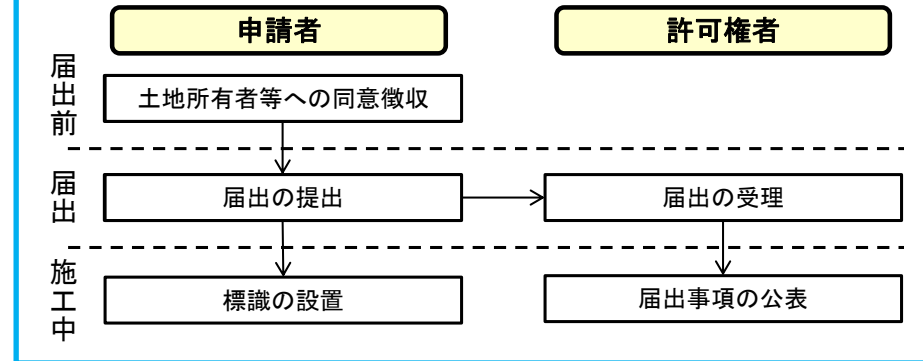
2. 届出・許可申請等の手続きの流れ

宅地造成又は特定盛土等の届出・許可申請等の手続きの流れを、以下に示す。

【 宅地造成・特定盛土等の「許可」 】



【 特定盛土等の「届出」 】

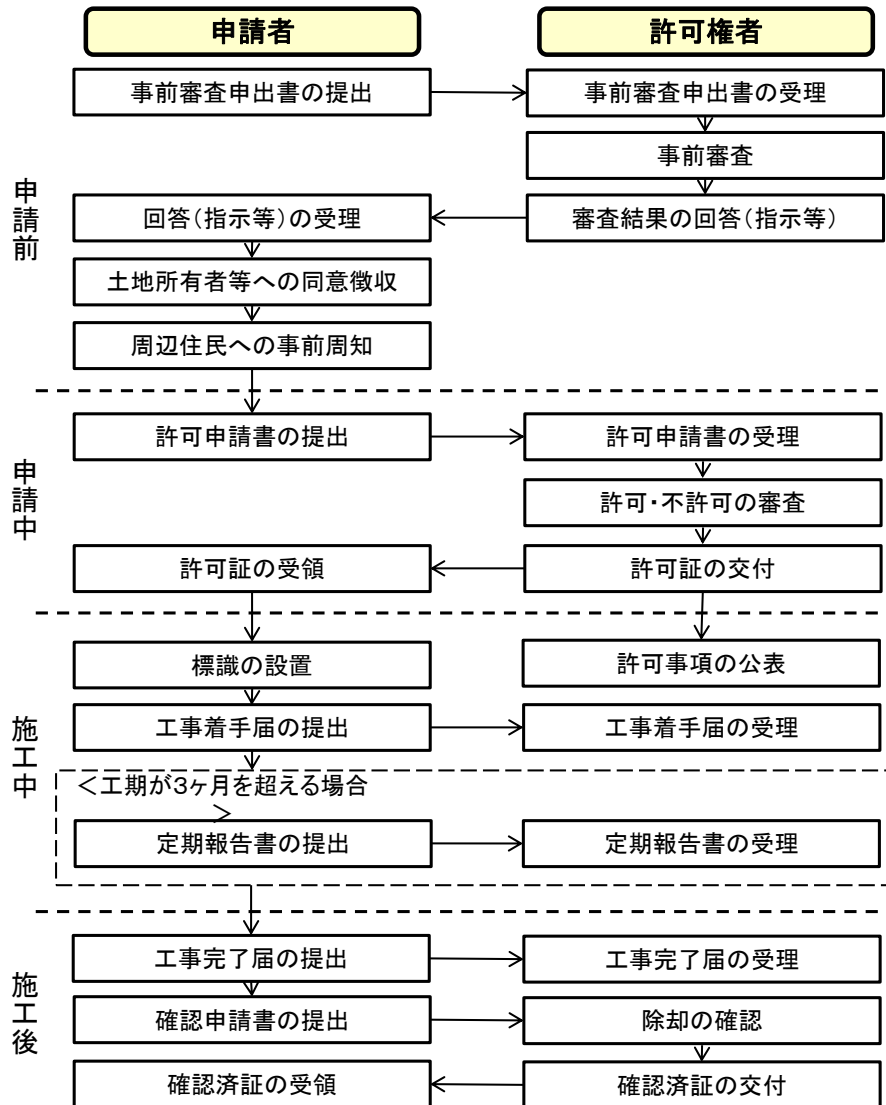


議事(2) 盛土規制法に基づく届出・許可申請等の手続きについて

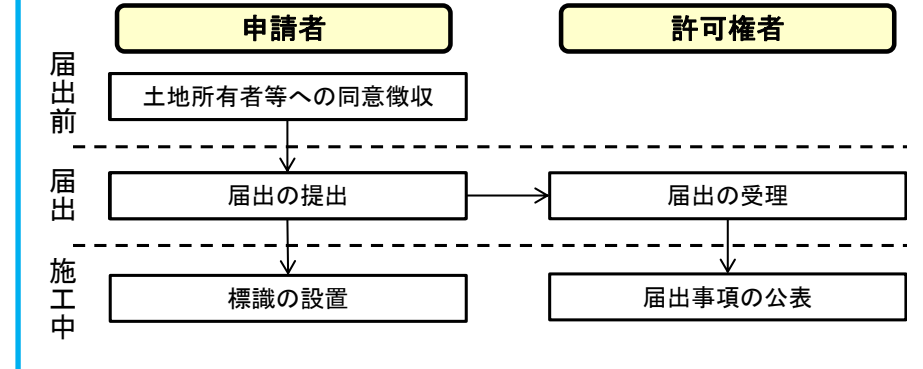
2. 届出・許可申請等の手続きの流れ

土石の堆積の届出・許可申請等の手続きの流れを、以下に示す。

【 土石の堆積の「許可」 】



【 土石の堆積の「届出」 】



3. 届出・許可申請前の手続き

(1) 事前審査

本市として、許可手続きに当たり、市民サービス向上及び事務の効率化等を図るため、許可申請に先立ち、事前審査を行うことを検討している。

【審査内容】

- ・申請地の所在(地名・地番)
- ・申請地の概要(地目・面積)
- ・土地の利用状況(工事前・工事後)
- ・溪流等の有無
- ・工事の計画
 - ・盛土等の区分(平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土等)
 - ・盛土等の規模(高さ・面積)
 - ・施設の設置(擁壁・崖面崩壊防止施設等)
 - ・排水方法(排水先等)

【必要書類等】

- ・事前審査申出書
- ・位置図、区域図
- ・申請地及び周辺の写真
- ・設計概要書
- ・申請者確認書類
- ・土地の公図(字図)の写し
- ・土地の全部事項証明書
- ・工事の計画の図面(現況図、土地利用計画平面図、造成計画平面図・断面図、排水施設計画平面図、求積図、等)

3. 届出・許可申請前の手続き

(2) 土地所有者等への同意徴収

工事主は、工事の許可の申請をするときは、あらかじめ、当該工事をしようとする土地の区域内の土地について、所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得なければならない。

(3) 周辺住民への事前周知

工事主は、工事の許可の申請をするときは、あらかじめ、当該工事の施工に係る土地の周辺地域の住民に対し、説明会の開催その他の当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。

【周知方法】

周知方法は、下記のいずれかの方法による。

- ① 宅地造成等に関する工事の内容に関する説明会を開催すること
- ② 宅地造成等に関する工事の内容を記載した書面を、当該土地の周辺地域の住民に配布すること
- ③ 宅地造成等に関する工事の内容を当該工事の施行に係る土地又はその周辺の適当な場所に掲示するとともに、当該内容をインターネットを利用して住民の閲覧に供すること
- ④ 都道府県等の条例又は規則で定める措置

※工事の内容を周辺住民に周知させるための措置の方法は、次に該当する場合、①を必須とする。

- ・ 改正政令7条2項2号に規定する土地(溪流等)において高さが15mを超える盛土をする場合
- ・ 都道府県等の判断により条例又は規則で定める場合

4. 届出・許可申請の手続き

(1) 許可基準への適合

許可の申請の内容は、以下に示す許可基準(①～⑤)に適合するものでなければならない。

①工事の技術的基準

工事の計画は、政令で定められた技術基準に従い、災害を防止するため必要な措置が講ぜられたものでなければならない。

表4-1 宅地造成又は特定盛土等(土地の形質の変更)に係る技術的基準(政令) (青字：新たに規定された内容)

概 要		規 定
施設	擁壁、排水施設、その他の施設	・擁壁、 崖面崩壊防止施設 、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留
施設の設置その他必要な措置	地盤について講ずる措置	・盛土をする場合に、地表水等の浸透による緩み等が生じない措置（盛土の締め固め、盛土内に浸透した地表水等を排除するための透水層の設置、地滑り抑止ぐい設置等） ・急傾斜地で盛土をする場合に、地山の段切り等の措置 ・盛土又は切土の上面の排水勾配 ・山間部における河川の流水が継続して存する土地その他の宅地造成に伴い災害が生ずるおそれが特に大きいものとして、特に、山間部における河川の流水が継続して存する土地等における高さ15メートル超の盛土をする場合は、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算により盛土後の地盤の安定が保たれることを確認 ・切土をする場合に、滑りやすい地盤の補強
	擁壁等の設置	・高さ1メートル超の盛土による崖を生じる場合等は、擁壁を設置 ※ただし、擁壁の設置を要さない条件は次のとおり (イ) 切土した土地の地質・勾配が一定条件を満たす場合 (ロ) 安定計算により擁壁を要さないことを確認した場合 (ハ) イ、ロ以外の崖面で、崖面崩壊防止施設が設置された崖面 ・擁壁は構造計算等により設計 ・擁壁には水抜き穴等を設置
	崖面及びその他の地表面について講ずる措置	・擁壁又は崖面崩壊防止施設の設置を要さない崖面には石張り等の措置 ・崖面以外の地表面には植栽、芝張り等の措置 ※ただし、植栽、芝張り等の設置を要さない地表面は次のとおり (イ) 排水勾配を付した盛土又は切土の上面 (ロ) 道路の路面の部分その他当該措置の必要がないことが明らかな地表面 (ハ) 農地等で植物の生育が確保される地表面★（例）畑等の利用が想定される土地
	排水施設の設置	・盛土又は切土において設置する地表水等を適切に排除する管渠等について、構造等を規定（例）管渠の勾配及び断面積が、その排除すべき地表水等を支障なく流下させることができるものであること 等 ・盛土において、盛土をする前の地表面から盛土内へ地下水が浸入するおそれがある場合に、地下水を排除する排水施設の配置・構造を規定

4. 届出・許可申請の手続き

(1) 許可基準への適合

①工事の技術的基準

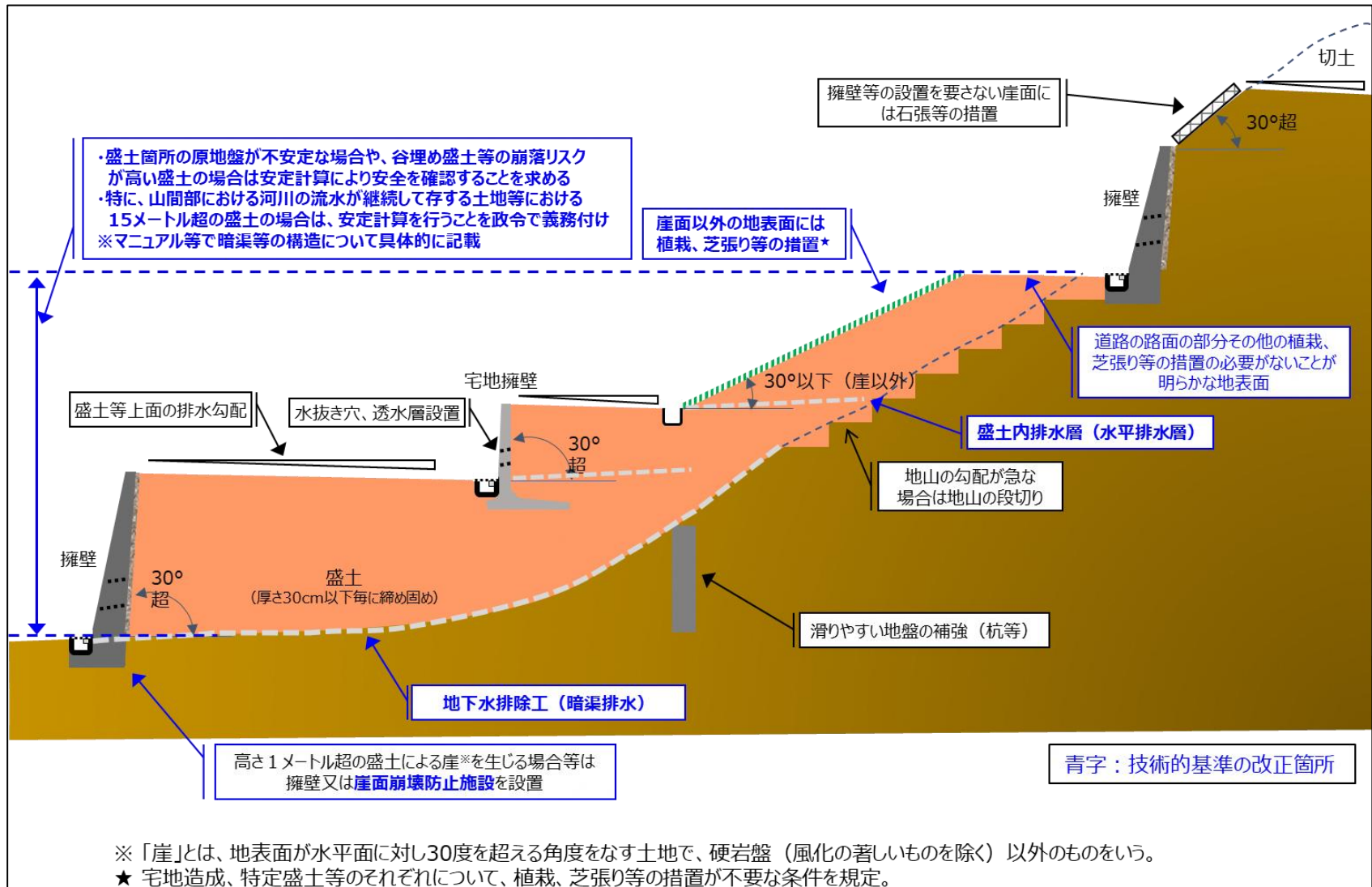


図4-1 宅地造成又は特定盛土等(土地の形質の変更)に係る技術的基準(政令)全般の概念図

4. 届出・許可申請の手続き

(1) 許可基準への適合

① 工事の技術的基準

表4-2 土石の堆積に係る技術的基準(政令)

(※全項目、新たに規定)

概要	規定
地盤の安全確保	・堆積する土地の地盤の勾配は10分の1以下 (堆積した土石の崩壊を防止するために必要な措置を講ずる場合を除く) ・地表水等による地盤の緩み等が生じない措置
周辺の安全確保	・次の(イ)(ロ) いずれかに該当する空地(勾配10分の1以下)の確保 (イ) 堆積する土石の高さが5メートル以下の場合、当該高さを超える幅の空地 (ロ) 堆積する土石の高さが5メートル超の場合、当該高さの2倍を超える幅の空地 ・堆積した土石の周囲への柵等の設置 ※ただし、堆積する土石の高さを超える鋼矢板を設置するもの等は除く
土石の崩壊防止措置	・堆積した土石の崩壊を防止するため地表水を排除する措置

(注)「土石の堆積」とは、一定期間を経過した後に搬出することを前提とした、土石を堆積する行為

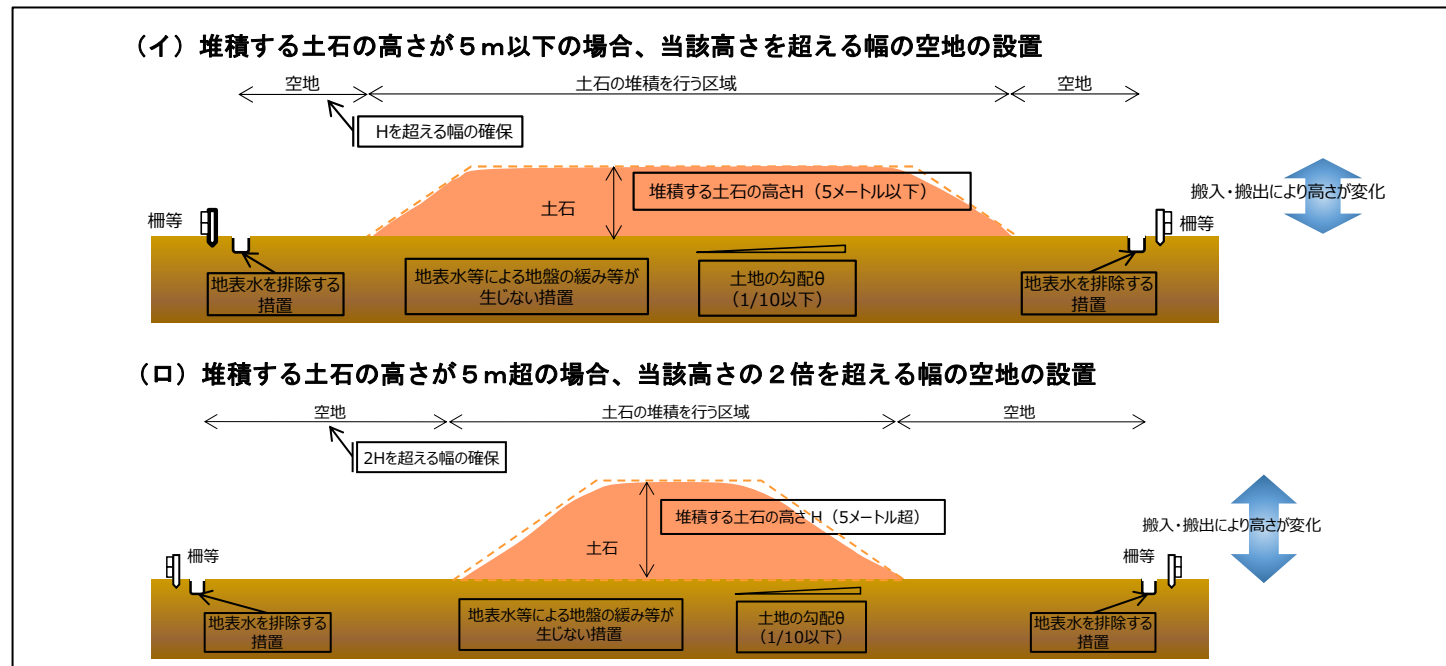


図4-2 土石の堆積に係る技術的基準(政令)全般の概念図

4. 届出・許可申請の手続き

(1) 許可基準への適合

②設計者の資格

専門的知識及び経験を必要とする工事として政令で定められた工事は、政令で定められた資格を有する者の設計によらなければならない。

【資格を有する者の設計によらなければならない工事】

- ① 高さが 5mを超える擁壁の設置
- ② 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500㎡を超える土地における排水施設の設置

③工事主の資力・信用

工事主は、工事を行うために必要な資力及び信用が求められる。

④工事施行者の能力

工事施行者は、工事を完成させるために必要な能力が求められる。

⑤土地所有者等の同意

工事主は、当該工事をしようとする土地の区域内の土地に係る権利(前述P.11参照。)を有する者の全ての同意を得ていなければならない。

5. 届出受理・許可の手続き

(1) 許可の審査、許可証の交付

許可権者は、許可の申請が前述の許可基準に適合するか否かの審査を行い、適合すると認めるときは、許可証を交付しなければならない。なお、許可に当たり、工事の施工に伴う災害を防止するため、必要な条件を付することができる。

(2) 届出受理・許可事項の公表

許可権者は、届出の受理又は許可を行った工事に関する事項を公表しなければならない。

【公表事項】

- ・ 工事主の氏名又は名称
- ・ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地及び位置図
- ・ 工事の許可年月日及び許可番号
- ・ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- ・ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ・ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ・ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

【公表方法】

インターネットの利用その他の適切な方法による。

※本市HP等に掲載予定。

6. 工事着手後の手続き

(1) 現場での標識掲出

許可を受けた工事主又は届出をした工事主は、当該許可又は届出に係る土地の見やすい場所に、氏名又は名称その他の事項を記載した標識を掲げなければならない。

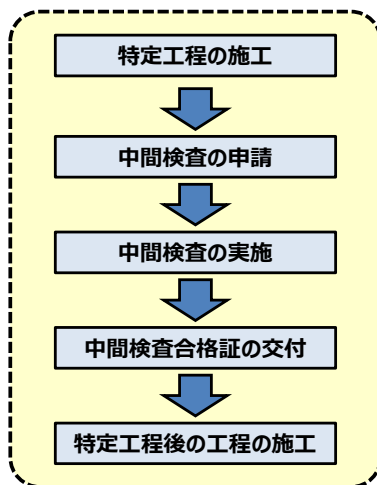
(2) 定期報告

許可(規模要件に合致する宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係るものに限る。)を受けた者は、3か月ごとに、当該許可に係る宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況等を報告しなければならない。

(3) 中間検査

許可に係る宅地造成又は特定盛土等(規模要件に合致するものに限る。)に関する工事が政令で定める工程(特定工程)を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内に、許可権者の検査を申請しなければならない。

特定工程ごとに定める当該特定工程後の工程に係る工事は、特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、することができない。



区域	行為	中間検査の対象規模	定期報告の対象規模
宅地造成等工事規制区域	宅地造成 特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	同 左
	土石の堆積	— (事後の確認が可能なため対象外)	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超
特定盛土等規制区域	特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖(①、②を除く) ④盛土で高さ5m超(①、③を除く) ⑤盛土または切土の面積3,000㎡超(①～④を除く)	同 左
	土石の堆積	— (事後の確認が可能なため対象外)	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超

7. 工事完了後の手続き

(1) 完了検査

【宅地造成又は特定盛土等】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事について許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、工事が完了した日から四日以内に、その工事が技術的基準に適合しているかどうかについて、許可権者の検査を申請しなければならない。

許可権者は、検査の結果、当該工事が技術的基準に適合していると認めた場合は、検査済証を交付しなければならない。

【土石の堆積】

土石の堆積に関する工事について許可を受けた者は、当該許可に係る工事(堆積した全ての土石を除却するものに限る。)を完了したときは、工事が完了した日から四日以内に、堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、許可権者の確認を申請しなければならない。

許可権者は、確認の結果、堆積されていた全ての土石が除去されたと認めた場合は、確認済証を交付しなければならない。